

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第7期)」素案に対する意見・提案

第1章 計画の策定にあたって

No.	質問要旨	意見に対する対応	素案への反映
1	<p>P2 (3)計画の位置づけ ア)法的根拠の6行目「その有する～営むことができるよう」は介護保険法第1条の文言だ。法はこの文言の前に「尊厳を保持し」とある。この文言を落とすべきではない。「尊厳の保持」は介護保険による諸支援の前提であり、介護のあらゆる場面で貫かなければならない基本であるから。法の目的を事実上引用しながらこの文言を省いた意味がわからない。まさか介護には「尊厳の保持」は不用とでも考えているわけではないと思うのだが。</p>	<p>ご指摘のとおり、「尊厳の保持」は高齢者介護の基本理念として重要な概念であると認識しており、今回の素案でも計画の基本目標の一つに「介護保険サービスを充実させ、高齢者とその家族の尊厳を保ち、自立した生活を支えるまちづくり」を位置づけているところです。</p>	<p>ご指摘のP2の(3)ア第2段落において、「尊厳の保持」に相当する文言を追加します。</p>
2	<p>老人クラブの会員数の伸びが高齢化の進行に比べて劣っているとしている(P52)。前々回の計画でも前回の計画でも同じ記述がある。シルバー人材センター会員数も伸び悩み(P53)、介護予防の自主グループとして「お達者体操」が何度も登場する(自主グループがなかなかできないから?)、介護予防教室への参加者、新規参加者の伸び悩みなど、高齢者が増えても、高齢者自身の動きが鈍いようだ。これが何なのかについての記述はない。なぜ? 今後3年間の計画なのだから、これらの状況を分析して新しい対応を模索、提案すべきではないか。</p>	<p>老人クラブ会員数の増加率が高齢者人口の増加率を下回っていること の背景には、趣味・趣向の多様化や、年代により老人クラブ活動に対する意識の違いがあること等が考えられます。 介護予防教室の新規参加者の伸び悩みに関しては、P18のキで示しているように、基礎調査において地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加に肯定的な意識があることがわかることから、こうした意識を参加に結び付けられるよう、介護予防教室等の周知に努めます。 また、地域の公民館等を会場にした介護予防教室やさかどお達者体操等地元で介護予防活動を行う自主グループの立ち上げ支援など、高齢者が参加しやすいよう身近な場所で介護予防事業を行うことにより、今より多くの方が参加しやすいようにします。</p>	<p>計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。</p>
3	<p>「普及啓発」。普及はともかく「啓発」っていうのはなんだろう。広辞苑によると「知識をひろきおこし、理解を深めること」とある。で計画では誰が何をどんな事業でということがそこがはっきり書かれていない。本当に「普及啓発」をするというなら、高齢者関係団体だけではなく、自治会はじめ地域の団体、諸事業者の団体などへ、市と関係機関や関係者が新計画を携えて行ってその説明と宣伝、啓発を集中的に行うくらいのことを計画したらどうか。期間は半年くらい。この素案の文書は抽象的一般的で「普及啓発」をやる気がなかなか伝わらない。 新しい計画を立てれば市民にこれを知らせる(周知をはかる)のは当たり前だ。「啓発」などという少々”教えてやる”的な文言は違和感を覚える。市民に計画について知らせる過程で、知らせる側は市民・高齢者の実態をより深く把握することができ「啓発される」という関係にもなるのだから。</p>	<p>計画策定後は、本計画案を審議する「坂戸市高齢者福祉及び介護保険事業審議会」の構成メンバーの協力も得ながら、様々な機会を捉えて、市民、事業者、地域の各種団体にその内容を周知し、計画の基本理念「ともに支え合う健康と安心のまち」の実現に向けて取り組みます。</p>	<p>計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。</p>

第2章 坂戸市の高齢者の状況

No.	質問要旨	意見に対する対応	素案への反映
4	P13(4)認知症の状況 認知症の人数推移は過小ではないか。	P13(4)認知症の状況の人数については、高齢者全数の認知症の把握が難しいため「要支援・要介護認定者のうち、主治医意見書における認知症の日常生活自立度がⅡ以上」の数を掲載しています。	計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。
5	P15 2 坂戸市の高齢者の実態 単純に介護ニーズと介護度が見合っていないというより、高齢者が介護制度を知らない、敬遠している、お金がないなどといった要素もあると思う。制度が「行き渡っていない」ということではないか。	P15のイで示している「介護・介助を必要としながらサービスを利用していない」ケースについては、その理由を調査していません。なお、要介護認定を受けている高齢者に対する在宅介護実態調査では、介護保険サービスを利用していない人に対してその理由を調査したところ、上位三項目は「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が26.7%、「家族が介護をするため必要ない」が18.3%、「本人にサービス利用の希望がない」が17.1%となっています(複数回答)。このほか、「利用料を支払うのが難しい」が7.9%、「サービスを受けたいが手続きや利用方法が分からない」が4.3%となっています。 今後も地域包括支援センターとも連携しながら、介護保険制度の周知や手続き方法等について周知を図ります。	計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。
6	P28 才)今後の在宅生活のために必要なサービス 今後の在宅生活に必要なサービスに排泄、入浴がないのは？ P27の不安は家族で、こちらは本人ということで違っているのか。	ご指摘の排泄、入浴については、介護保険サービスに位置づけられているため、設問(介護保険外サービス)に対する選択肢を用意していませんでした。	P28の才を「今後の在宅生活のために必要な介護保険外サービス」に修正します。

第3章 計画の基本的な考え方と日常生活圏域の設定

No.	質問要旨	意見に対する対応	素案への反映
7	<p>P29 (2)基本目標 基本目標の10行目「さらに」から14行目「…改正されました」は文章になっていない。「『…改正する法律』においては……社会福祉法が改正されました」という関係になる。何を言わんとするのか？</p>	<p>「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は、介護保険法、社会福祉法、医療法、児童福祉法、障害者総合支援法といった複数の法律を改正するために制定された法律です。ここでは、社会福祉法の改正内容について示しました。</p>	<p>計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。</p>
8	<p>P29 (2)基本目標 14行目「公的な支援と相まって」とあるが「相まって」とは「互いに作用し合って」とか「両方の力があわさって」という意味だとされる。この文脈では地域住民と行政等が「公的な支援」と力を合わせてというふうを受け取れる。そうするとこの「行政」は公ではなく「私」なのか。それにこの計画を作るのは介護保険法や社会福祉法など国民生活を支援するという建前の法制度＝公的支援に基づいている。「公的支援と相まって」ではなく「具体的には、公的支援のもとで」としないと現実と合わない。ただ、1月31日の札幌で11人が死亡した自立支援施設と言われる施設の火災が、公的支援は著しく不十分であることを示している。それ抜きにして、国の言うことを口移しに「我が事・丸ごと」等々ということを強調しても虚しいし、計画とはこんなものかと思えない。</p>	<p>ご指摘の箇所については、地域住民が行政等と協働すること、行政による公的な支援とが互いに作用し合って、地域や個人が抱える生活課題などを解決するという趣旨で用いています。</p> <p>(参考)「地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって」は基本指針で用いている文言。</p>	<p>計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。</p>
9	<p>P30 計画の基本目標 計画の基本目標の①～③の前半部分は施策の1～3と同じ。無駄。④は最後の「自立した生活」を限定なしで使うなら誤り。このままだと例えば治ることがなく病状が進行する要支援の難病患者等にも画一的に自立を求めることになる。これは明らかにおかしい。介護保険法でも法の目的として無限定の「自立」を求めてはいない。法に則って丁寧に書くべきだ。法が求める内容と「基本目標」の無限定の「自立」の違い、乖離は大きい。「自立」の一人歩きだ。</p>	<p>計画の構成を明確に示す観点から、基本目標と基本施策で共通する文言を用いている箇所があります。また、「自立した生活」に関しては、介護保険法第1条の「これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」の考え方に基づくものと認識しています。</p>	<p>計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。</p>

第4章 施策の展開

No.	質問要旨	意見に対する対応	素案への反映
10	P42 1地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現に向けて後ろから4行～5行の「地域包括ケアシステムの概念」は「・・・仕組み」ではないか。なぜここに突然「概念」が出てくるのか。	ここでは、高齢者福祉における医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるという地域包括ケアシステムの概念のうち、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方が、他分野に応用し得るという趣旨で用いています。	計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。
11	P42 1地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現に向けて最後から2行目に「共助」の文言がある。自助、共助、公助と区別して使っているが、三つは切り離し難い関係にある。公助のもとになる財政の財源は国民、市民の税だが、これは国民、市民が自助のためになるからと納得して出しているものだ助は支え合い、助けあいとするとこれはまさに自助と裏腹のものであり、一体的に考えこそ成り立つ。この文脈での「共助」は、中身がほかにしめされているのだから、ことさら書く必要はない。	今後の高齢者福祉において、支援が必要な高齢者を地域全体で支えることが特に重要と考えており、こうした観点から「共助」の文言を用いています。	計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。
12	P43 (1)地域で高齢者を支援する体制の整備「生活支援コーディネーター」が突然出てくるのだが、これは何者かわからない。誰が決めるのか、どこに所属するのか、コーディネーターはどこで認定されるのかわからない。こういう計画に出会うと胡散臭い計画と思ってしまう。ほかにも”突然”がある。前の計画から使われているかもしれないが、計画を新たに作るごとに、用語解説を付けるべきだ。	計画書の資料編に用語解説を設けます。	資料編「用語の解説」に掲載しました。
13	P64 認知症高齢者を支える仕組み 若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者への支援策として、器質性精神障害(認知症、高次脳機能障害)としての適切な診断につなげ、介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスへ早期につなげ、介護保険担当課と障害福祉担当課が連携して支援をしていく、といった具体的な施策を記して下さい。 ※高次脳機能障害とは、記憶障害や、集中できなくなるなどの注意障害、目的にかなった行動ができない遂行機能障害などが現れる。交通事故や病気、転倒に伴う頭部外傷などによる脳の損傷が原因とされる。	貴見のとおり、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者については適切な診断と様々な分野にわたる支援が必要と考えますので、関係各課と連携を図り、支援します。	計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。
14	P69 2 徘徊高齢者家族支援事業について この事業の対象に、徘徊してしまう高次脳機能障害の方を介護しているご家族を含めてください。	この事業の対象は、介護保険で対象となる特定疾病により介護や支援が必要となった第2号被保険者の方も含まれます。 今後、高齢者福祉ガイド等で周知を努めます。	P69. 2 事業概要「認知症の徘徊症状がある高齢者等」に修正します。

No.	質問要旨	意見に対する対応	素案への反映
15	<p>今日、元気で健康な高齢者が多数存在する一方で、弱者高齢者も今後増えてまいりましょう。認知症予備軍をいかに減らすか、引きこもり高齢者をいかに自宅から一歩外へ出てきてもらうか—多彩な居場所、楽しい場づくりが大切となってきます。</p>	<p>認知症高齢者に対しては、基本施策4「認知症高齢者を支える仕組み」に位置づける各事業を通して、支援を必要とする人の早期発見に努めます。閉じこもりがちの高齢者に対しては、基本施策2「高齢者の社会参加の促進」に位置づける各事業を中心に、様々な事業を通して支援を行います。</p>	<p>計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。</p>
16	<p>高齢者福祉と言えば、とかく“受け手”側の側面が強調され勝ちですが、考え方の一つとして、時に“担い手”を期待する目標、視点が重要かと思えます。</p>	<p>ご指摘の“担い手”を期待する目標、視点については、計画を推進する上で市としても有効なものと考えており生活支援体制整備事業では担い手養成のための講座や研修の実施を計画しており、計画素案では「地域づくり担い手講座の受講人数」を目標に位置づけているところです。</p>	<p>計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。</p>
17	<p>元気な高齢者が介護を必要とする高齢者を支え、助け合う仕組みづくりが大事で、高齢者福祉に力点を置いたボランティア組織やNPO法人が地元密着型で担う人材育成の仕組みを育てましょう。</p>	<p>元気な高齢者が介護を必要とする高齢者を支え、助け合う仕組みについては、市としてもご指摘のとおり重要なものと認識しています。周辺市における取組等も参考にしながら、坂戸市においても助け合いの仕組みづくりを進める生活支援体制整備事業を充実し、実現可能な仕組みについて研究を進めます。</p>	<p>計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。</p>
18	<p>基本理念や基本目標は、大筋で了解です。坂戸市認定の「いきいき高齢者」から毎年9月の高齢者週間に具体的ないきいき人生への発信がほしいですね。</p>	<p>計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。</p>	<p>計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。</p>
19	<p>坂戸市は葉酸の摂取で、健康長寿日本一を目指す以上、元気高齢者に農業への参加を呼びかけ、地産地消の推進と時に収入に結びつく方を具体化したい。農業セラピーが、認知症防止、悪化防止に効果あり、この側面から高齢者への参加呼びかけがほしい。</p>	<p>計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。</p>	<p>計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。</p>
20	<p>空き家の借り受けや統廃合の学校施設を開放し、多様なイベント、講座に親子や高齢者が集い、多世代共生社会の仕組みを広げたい。</p>	<p>計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。</p>	<p>計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。</p>

No.	質問要旨	意見に対する対応	素案への反映
21	自治会や町内会組織に“ちょいボラ”組織を導入しましょう。	ご指摘の点については、市内の各町会・自治会における検討を通して、市として可能な支援を行うものと考えます。	計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。
22	高齢者の歩く速度を1992年と2002年で比べると、今の75歳は、10年前の64歳と同じスピードで歩いている。男女とも身体的には11歳若返っていると言われる。その視点でウォーキングへの参加は、元気高齢者づくりに欠かせない。	ご指摘のとおり、高齢期の健康維持の面において、ウォーキングは重要であると考えます。本市においては、一般介護予防事業として「ノルディックウォーキング」講座を開催し高齢者の健康づくりを進めています	計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。
23	65歳を迎えた高齢者は、男性の場合、約20年、女性は25年のセカンドライフが待っている。だが、多くの人は、20年、30年をどう生きるか、どう暮らすかのプランがないまま定年を迎えている。定年前教育の大切さを具体化したい。	計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。	計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。
24	人生90年、100年時代を迎え、新しいライフデザインを考え、高齢者の再生教育の実施が求められる。千葉県柏市の東大高齢社会総合研究機構、UR、それに柏市の3者は、共同事業体をつくり、大規模な実験を行っている。こうした共同事業の取り組みが全国的に始まる機運にある。研究課題として同研究機構からのヒアリングの機会を設定してほしい。	大学等の高等教育機関と行政機関が連携して、本市の高齢者福祉の増進にあたることは、大きな意義があることと考えます。市としては、今後市内所在の大学の理解・協力を得ながら、本計画の推進を図ります。	計画素案の修正は行いませんが、ご意見は今後の本市の取組に対する参考意見として受け止めます。